

どの子ども、みんなが生き生きと園生活・学校生活を送るために



いじめの種 その2

- 下校途中、前にいる友だちに追いつこうとすると、走って逃げる
- ある特定の子が体に触れると、エクスゴッコが始まる
- クラスで班が決まった瞬間、嫌な顔をする
- ある特定の子が授業中に発言すると、いつも笑う
- クラスの人たちが、ある特定の子に対して乱暴なことをする
- クラスの人たちが、ある特定の子に対して嫌なことを言う
- クラスの人たちが、ある特定の子だけ、遊びの中に入れてない
- クラスの人たちが、ある特定の子を集団で無視する

ちょっと待って、それって…すべてがいじめの種だね。

「いじめは、いつ起こるの？」

「いじめは、どこで起こるの？」

「いじめは、だれに起こるの？」

いじめは、時間や場所に関係なく、だれに対しても起こります。

いじめかどうかを決めるのは、悲しんでいる心です。

『私たちは、絶対に、“いじめ”を許しません!』

学校は、「学校いじめ防止基本方針」に則り、地域の関係機関（教育委員会、児童相談所、警察 etc）と、連携を図りながら、いじめられている児童生徒を守ります！

『たすけて!』が言える 子ども相談専用電話 ※毎日午後1時～午後9時
『こどもほっとダイヤル』0800-200-2555（電話代はかかりません）

『権利侵害! ? 相談にのります』 ※受付→午後2時～午後4時（土・日・祝日を除く）
町民課から権利擁護委員へおつなげします。電話86-2806